

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部企業支援課 (06-6264-9938)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画の取消し
概要	先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者が、当該認定に係る先端設備等導入計画（変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	中小企業等経営強化法第53条
処分基準	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行っていないと認めるとき、また、先端設備等導入計画が次の各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができます。 (中小企業等経営強化法第52条第4項) 1 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 2 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
ホームページ	
備考	